

様式11-1

事業報告書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 一輝会

- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 ①主たる事務所

兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目3番5号

②従たる事務所

兵庫県神戸市兵庫区切戸町6番26号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和59年11月10日

(4) 設立登記年月日 昭和59年11月19日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考	
理事長	荻原 徹	(医)一輝会	理事長(兼) 荻原みさき病院 院長・管理者
専務理事	藤本 誠	(医)一輝会	荻原整形外科病院 院長・管理者
常務理事	東 俊則	(医)一輝会	経営本部長
理事	杉浦 せい子	(医)一輝会	荻原整形外科病院 看護部長
理事	荻原 邦子	(医)一輝会	荻原みさき病院 職員
理事	池谷 純一	(医)一輝会	荻原みさき病院 事務長
監事	山本 正和	(医)一輝会	監事
監事	稻垣 滋	(医)一輝会	監事
評議員	芦名 泰祐	芦名医院 院長	理事会の推薦による。
評議員	内波 憲一	クロト・カール・ジュリー株代表取締役	理事会の推薦による。
評議員	荻原 瑞	三和実業株代表取締役社長	理事会の推薦による。
評議員	荻原 美津子	三和実業株取締役専務	理事会の推薦による。
評議員	田原 秀洋	高千代産業株代表取締役社長	理事会の推薦による。
評議員	鄭 哲理	(医)てい歯科医院 院長	理事会の推薦による。
評議員	中西 稔人	(株)ART&DECO 代表取締役	理事会の推薦による。
評議員	三浦 正博	三浦医院 院長	理事会の推薦による。
評議員	道信 裕	(有)道信 会長	理事会の推薦による。
評議員	濱野 聖二	医療法人社団はまの医院 理事長	理事会の推薦による。
評議員	安藤 剛	安藤歯科 院長	理事会の推薦による。

評議員	野津 克地	㈱ヒューマンリソースマネジメント 代表	理事会の推薦による。
評議員	伊達 和宏	医療法人社団伊達耳鼻咽喉科医院院長	理事会の推薦による。

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院 ①	荻原整形外科病院	兵庫県神戸市中央区北長狭通 5丁目3番5号	一般病床 26床 地域包括ケア 26床
病院 ②	荻原みさき病院	兵庫県神戸市兵庫区切戸町 6番26号	一般病床 60床 療養病床 34床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションみさき	兵庫県神戸市兵庫区磯之町1番 1号 ケインズリカービル2階	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 5月27日（社員総会）

- ① 令和2年度決算の決定 ② 役員報酬等の件
- ③ 同剰余金の処理の件
- ④ 特定医療法人の更新申請書類提出の件

令和3年 5月27日（評議員会）

- ① 令和2年度決算の決定 ② 同剰余金の処理の件
- ③ 特定医療法人の更新申請書類提出の件

令和4年 3月31日（社員総会、評議員会）

- ① パーパス、基本方針&クレド制定の件
- ② 令和4年度事業計画の件 ③ 借入金最高限度額の件

- ④ 固定資産処分方針の決定の件
- ⑤ 特定医療人更新手続きの件

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(4) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(6) そ　　の　　他

法人名 医療法人 一輝会
所在地 神戸市中央区北長狭通5丁目3番5号

※医療法人整理番号 248100

貸 借 対 照 表
(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	532,433	I 流動負債	243,863
現金及び預金	142,251	買掛金	58,494
事業未収金	363,521	一年以内返済長期借入金	3,430
たな卸資産	22,109	未払金	49,877
未収入金	5,955	未払費用	17,624
立替金	655	預り金	6,086
その他の流動資産	90	入院保証金等	9,821
貸倒引当金	△2,150	未払法人税等	15,152
II 固定資産	2,718,170	未払消費税等	1,971
1 有形固定資産	2,415,418	賞与引当金	75,710
建物	290,263	仮受金	5,696
構築物	0		
医療用器械備品	15,592		
その他の器械備品	16,096	II 固定負債	1,500,135
車両及び船舶	1,905	長期借入金	1,289,000
一括償却資産	6,978	長期未払金	997
リース資産	997	退職給付引当金	210,137
土地	666,590		
建設仮勘定	1,416,993		
2 無形固定資産	267,021		
借地権	197,910	負債合計	1,743,999
電話加入権	288		
ソフトウェア	68,822	純資産の部	
営業権	0	科目	金額
3 その他の資産	35,730	I 積立金	1,506,604
生命保険掛金	24,606	資本積立金	146,382
差入保証金	7,965	繰越利益積立金	1,360,221
長期前払費用	817	II 評価・換算差額等	
役職員等長期貸付金	11	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	2,330	繰延ヘッジ損益	
資産合計	3,250,603	純資産合計	1,506,604
		負債・純資産合計	3,250,603

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
 3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 一輝会
 所在地 神戸市中央区北長狭通5丁目3番5号

※医療法人整理番号 28100

損 益 計 算 書
 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,028,736
2 事業費用	1,970,396	
(1)事業費		
(2)本部費		1,970,396
本来業務事業利益		58,339
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		131,500
2 事業費用		126,711
附帯業務事業利益		4,789
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
		63,128
II 事業外収益		
受取利息	27	
その他の事業外収益	47,582	47,610
III 事業外費用		
支払利息	5,336	
その他の事業外費用	1,187	6,523
		104,215
IV 特別利益		
保険金収入	800	800
V 特別損失		
固定資産除却損	109	
その他の特別損失	5,325	5,435
税引前当期純利益		99,580
法人税・住民税及び事業税		25,238
法人税等調整額		
当期純利益		74,341

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人 一輝会
 所在地 神戸市中央区北長狭通5丁目3番5号

※医療法人整理番号 28100

財産目録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資産額	3,250,603 千円
2. 負債額	1,743,999 千円
3. 純資産額	1,506,604 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	532,433
B 固定資産	2,718,170
C 資産合計 (A+B)	3,250,603
D 負債合計	1,743,999
E 純資産 (C-D)	1,506,604

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建	物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式11-7

法人名 医療法人 一輝会
 所在地 神戸市中央区北長狭通5丁目3番5号

※医療法人整理番号 28100

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
理事長の弟	株式会社ヒマワリ	兵庫県神戸市兵庫区切戸町6番3-2号	26,818	鍼灸院	医療連携	該当なし			
理事長の弟	三和実業株式会社	大阪市中央区難波3-7-10	2,663,140	飲食業	なし	該当なし			
理事長の弟	三和実業ビル株式会社	大阪市中央区心斎橋筋2-1-31	1,517,393	不動産業	なし	該当なし			
理事長の弟	東洋実業	大阪市中央区難波3-7-10	454,509	飲食業	なし	該当なし			

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注)
- 1 関係事業者ごとに記載すること。
 - 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
近親者である場合には続柄を記載する。
 - 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
 - イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。
 - ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 - 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監事監査報告書

医療法人 一輝会
理事長 荻原 徹 殿

私たちは、医療法人一輝会の第38期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和4年5月25日

医療法人 一輝会

監事 山本正和

監事 稲垣法弘

この字じは原本と相違ないことを証します。令和4年6月27日

医療法人 一輝会 理事長 荻原 徹